

様式第1号（第12第2項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月8日

長野県企業局水道事業課長

1 業務の概要

(1) 業務名

水道料金徴収等業務

(2) 業務の目的

県営水道事業における料金徴収等業務の委託

(3) 業務内容

水道料金の検針、料金徴収・収納、滞納整理、開閉栓、宿日直、漏水点検及びその他の業務の委託

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

- ① 業務体制及び業務執行計画
- ② 受付及び窓口業務に対する考え方
- ③ 検針及び料金算出業務に対する考え方
- ④ 開閉栓業務及び精算業務に対する考え方
- ⑤ 収納、滞納整理及び給水停止業務に対する考え方
- ⑥ 研修体制に対する考え方
- ⑦ 個人情報保護に対する考え方
- ⑧ 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方
- ⑨ その他の業務提案
- ⑩ 財務状況、受託実績
- ⑪ 地元雇用に対する考え方
- ⑫ 見積書及び積算内訳書

(6) 業務の実施場所

長野県企業局上田、川中島水道管理事務所管内

(7) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

(8) 費用の上限額

516,780,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 情報セキュリティ管理について、ISMS（ISO/IEC 27001又はJISQ27001）又はプライバシーマーク（JIS Q15001）の認証取得を有する者であること。
- (8) 公告の日から過去10年間において、給水人口10万人以上の水道事業者における水道料金の検針、徴収・収納、滞納整理及び開栓・閉栓の業務を1年以上履行した実績を有する者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第1号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 7階

長野県企業局水道事業課

電話 026-235-7381

FAX 026-235-7388

E-mail kigyo-suido@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和6年2月19日（月） 午後3時

② 提出先

3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県企業局水道事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当課に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により長野県企業局水道事業課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局水道事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和6年3月1日（金）まで

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第2号）をメールにより提出するものとします。
なお、提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (5) 回答方法 長野県企業局水道事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年3月6日（水）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書表紙の作成様式

正本及び電子データの表紙は様式第4号とし、副本の表紙は様式第5号により作成してください。

(2) 企画提案書の作成様式

様式第6号により作成してください。

(3) 企画提案書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 副本の表紙及び企画提案書には提案者を特定又は類推できる記載及び表現を用いないでください。
- ③ その他体裁等については、様式第6号の注意事項のとおりです。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)と同じ。
- ② 受付期限 令和6年3月1日（金）まで
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ④ 受付方法 業務等質問書（様式第2号）をメールにより提出するものとします。

なお、提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

- ⑤ 回答方法 令和6年3月6日（水）までに長野県公式ホームページで公表します。
ただし、企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限

令和6年3月12日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先

3(4)と同じ。

③ 提出部数

正本1部、副本8部及び電子データ（PDF）1部

④ 提出方法

紙の企画提案書については持参又は郵送とします。電子データの企画提案書については

メールとし、データサイズが受信容量制限（10MB）を超える場合は担当課が指定する外部サービスにより送信してください。

ただし、郵送又は外部サービスの場合は提出期限までに長野県企業局水道事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。持参以外の方法で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

なお、企画提案書提出後の訂正及び差し替えは認めません。

(6) 企画提案の選定基準

別添選定基準書によります。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プrezentationの実施方法

ア 日時及び場所

令和6年3月19日（火） 企業局会議室（担当課フロア内）

開始時間及び場所の詳細は、企画提案書提出後、メールにより通知します。

イ 所要時間

プレゼンテーションは25分以内とし、審査委員による質疑を20分程度行います。

ウ 実施方法

説明は、電子機器等を用いて行うことができます。

その場合、モニター及びHDMIケーブル以外の機材は説明者が用意してください。

エ 参加者

出席者は4名以内とし、企画提案の内容を熟知している者とします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県企業局水道事業課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県企業局水道事業課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局水道事業課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局水道事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して

10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数種類提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第7号）を指定された方法により長野県企業局水道事業課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局水道事業課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。